

防災だより

平成 26 年 5 月第 23 号
下田市地域防災課防災係
Tel.0558-36-4145

南海トラフ巨大地震や、東海地震のような大規模災害から自分や家族の命を守るためには、日頃からの様々な備えを講じておくことが大切です。しかしながら、個人や家族の力だけでは限界があり、近隣の人たちがお互いに協力し合い防災活動に組織的に取り組むことが必要です。

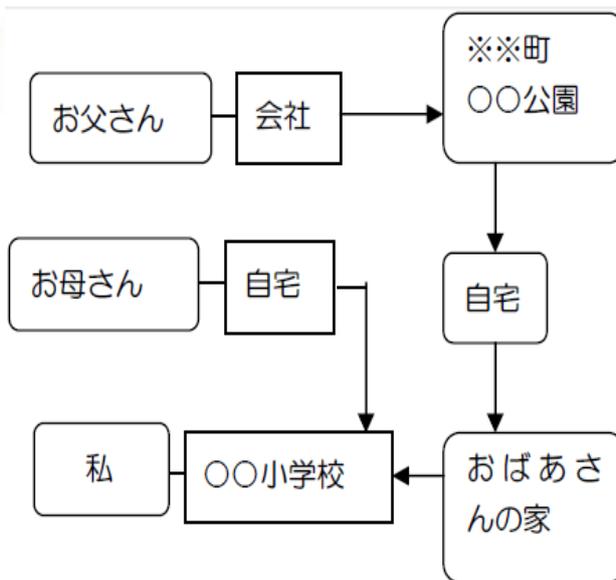
○家庭内での役割を決めておきましょう！

災害発生時は、1人では多くの安全対策ができません。日頃の防災対策や突然地震が発生した時に誰が何をするのか、また、家族が離れ離れになった場合の集合先を決めるなど万全の体制を！！



※出典（静岡県自主防災組織活動マニュアル）

■ 行動表の例



【地震がおきて避難が必要な場合】

お父さんは会社から**町○○公園へ避難します。おちついたら家に帰り、お母さんと私が避難していたら、おばあさんをつれて○○小学校へ行きます。

お母さんは自宅から非常持出品を持って○○小学校へ行きます。

【役割を決めて点検しましょう】

役 割	担当者
台所、風呂場、暖房器具など、火気まわりの安全対策	
タンス・本棚・食器・戸棚などを倒れないようにする。	
窓ガラスなどの飛散防止対策をする。	
出入口までの避難経路や、安全な場所(部屋)を確保する。	
消火器・バケツの確認と点検	
飲料水7日分と食料7日分（内3日分は非常食）の点検と補充	
非常持出品の点検と補充	

◆H26年度もヘルメット・救命胴衣の購入費補助金制度を継続しています。

地震や津波、大雨や暴風などの自然災害から、自らの身を守るためのヘルメットや救命胴衣を購入する場合に、その購入に掛かる費用の一部を補助する制度です。

非常用品・備蓄のチェックとともに、ぜひこの機会に購入を考えてみませんか？

【補助対象】「自然災害から身を守ること」を目的に購入するものが、対象となります。

	対象となるもの	対象とならないもの
ヘルメット	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法に定められた一定の規格を満たした保護帽 ・日本工業規格(JIS)の認証を受けた自転車用ヘルメット 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の条件を満たしていないもの ・業務に使用するためのもの ・通学に使用するためのもの ・全体的に通気用の穴が設けられている自転車用ヘルメット <p style="text-align: right;">など</p>
救命胴衣	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が定める「ライフジャケット等の型式承認試験基準」の承認を受けた救命胴衣 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に使用するためのもの ・釣り、水上バイクなどの趣味活動中の身を守ることを目的としているもの <p style="text-align: right;">など</p>

【補助対象者】 下田市に住民登録されている方は、皆さん対象となります。

【補助額】 購入する物1つにつき 2,000 円。ただし、2,000 円未満の物の場合は、その金額。

【補助回数】 1人につき、それぞれ1回。お子様の物については例外があります。

【申請等】

1)申請者

使用する本人による申請を原則としますが、世帯主が世帯員の物をまとめて購入する場合などは例外となります。

2)手続きの流れ

購入する前に手続きが必要となりますので、ご注意願います。

申請書の提出 → 決定通知書の受理 → **補助対象物の購入** → 補助金請求書の提出

3)申請に必要な物

印鑑、身元のわかる物(免許証、保険証など)、購入する物がわかる書類(製品パンフレットなど。写しも可)

なお、下田市では津波ハザードマップもお配りしています。

下田地区・白浜地区・浜崎地区・朝日地区・稲生沢地区・稲梓地区、全6種類あります。

下田市ホームページ・アプリでも閲覧できますので、ぜひご利用ください。

下田市ホームページ <http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/>

この機会に、家族みんなで避難経路を考えると同時にヘルメット、救命胴衣などの防災用品も揃えてみましょう。

問合せ先

〒415-8501

下田市東本郷1丁目5番18号 下田市地域防災課防災係

TEL 0558-36-4145 FAX 0558-22-3910